

厚岸町議会 第3回定例会

平成28年9月14日

午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成28年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。
- 議長（佐藤議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。
- 議長（佐藤議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、1番大野議員、3番堀議員を指名いたします。
- 議長（佐藤議員） 平成28年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午前10時00分休憩

午後1時59分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開します。
- 議長（佐藤議員） 日程第2、議案第60号 平成28年度厚岸町一般会計補正予算、議案第61号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第62号 平成28年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第63号 平成28年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第64号 平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上5件を再び一括議題といたします。
本5件の審査については、平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。
委員長の報告を求めます。
6番、室崎委員長。
- 委員長（室崎委員長） 平成28年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第60号 平成28年度厚岸町一般会計補正予算ほか4件の審査については、本日本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。
以上、審査報告といたします。

●議長（佐藤議員） はじめに、議案第60号 平成28年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告とおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（佐藤議員） 次に、議案第61号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告とおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（佐藤議員） 次に、議案第62号 平成28年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告とおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（佐藤議員） 次に、議案第63号 平成28年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告とおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第64号 平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告とおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 日程第3、意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（福田係長） 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

平成28年9月12日。

提出者、厚岸町議会議員、大野利春。

賛成者、厚岸町議会議員、南谷健。同じく、佐々木敬治。同じく、杉田尚美。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地域温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、北海道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要

である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林環境を守る財源を確保し、森林の整備や木質バイオマスの有効活用など、森林吸収源対策を推進すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議員、佐藤淳一。

参考送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

●議長（佐藤議員） 提出者であります、大野議員に提案理由を求めます。

1番、大野議員。

●大野議員 ただいま上程されました意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書でございますけれども、内容はただいま職員の朗読のとおりであります。

次年度に向けて、この木材施策の財源をどうするかという問題なのではございますけれども、この森林整備に係る事業ですけれども、当初予算と補正で何とか前年の100%を維持しております。平成25年度がこの森林整備に係る事業費が1番高くて、平成28年度はその70%程度でございます。それをいかに多く予算付けをしてもらえるかという、端的に言うところそういう内容でございますので、議員各位の忌憚なる深いご協力のもと、ご賛同いただきたいと思っております。

以上です。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。

ございませんか。

(な し)

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第4、意見書案第2号 臨時国会でのTPP協定を批准しないことを求める意見書を議題といたします。
職員の朗読を行います。

- 議事係長（福田係長） 意見書案第2号 臨時国会でのTPP協定を批准しないことを求める意見書。
上記議案を次のとおり提出する。
平成28年9月12日。
提出者、厚岸町議会議員、石澤由紀子。
賛成者、厚岸町議会議員、音喜多政東。同じく、佐々木亮子。
臨時国会でのTPP協定を批准しないことを求める意見書。
政府が昨年10月アトランタで「大筋合意」し批准をめざすTPP協定は、とりわけ国内農林水産業への悪影響が懸念されています。
先の通常国会での交渉経過を示した資料は、タイトルと日付以外はすべて黒塗りで、国民への説明も情報公開も十分ではありませんでした。
その不十分な情報のもとでの審議であっても、①TPP協定には関税の撤廃・削減をしない「除外」規定が一切存在しないこと、②付属書で日本だけが農産物の輸出大国5カ国とのさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務づけられている、③一切手をつけさせなかったという155の細目も品目で見れば「無傷」のものはただの一つもない、という事実を石原TPP担当相と森山農相は、認めるざるを得ませんでした。
TPP交渉に当たって国会決議では、「農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」としています。
また、TPP交渉参加国で国内手続きを完了している国はどこもありません。
特にTPP協定の発効にはアメリカの批准が必須ですが、アメリカの動向は両大統領候補が反対を表明するなど、ますます混迷を深めており、TPPの発効自体そのものが危ぶまれています。このような状況の中で、国民生活にどのような影響が及ぶのか不明確なまま、日本が先んじて批准すべきではありません。
よって臨時国会でTPP協定の批准を行わないことを強く求めます。
以上、地方自治法第99条の規定により提出する。
平成28年 月 日。
北海道厚岸郡厚岸町議会議員、佐藤淳一。
参考送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府TPP担当大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣。

●議長（佐藤議員） 提出者であります、石澤議員に提案理由を求めます。

4番、石澤議員。

●4番（石澤議員） ただいま上程されました、臨時国会でのTPP協定を批准しないことを求める意見書ですが、内容は朗読されました、そのことで少しだけお話させていただきます。

本当に国会に提出された資料というのは、皆さんも新聞等で見たとと思いますが、全くの黒塗りであったこと、そして国民にも国会議員にすら情報開示をせず、こんなことで十分な審議ができるのかということです。そして、私たち農業者は子どもたちの、皆さんの食品の安全なものをつくる。安心・安全なものをつくる。それが私たち農業者の努めだと思っています。

今、農家だけではなく、消費者の間にも不安と困惑が急速に広がっています。なりわいが壊れ、地域が崩壊してしまうTPP協定批准にストップをかけ、地域経済農業と暮らしを守ることを願い、かつて議会で反対したことを強く思い、この意見書を提出いたしました。

議員各位の暖かいご支持をどうぞよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。

ございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議あり。

討論ございますか。

（「あり」の声あり）

●議長（佐藤議員） それでは、討論ありですもんね。

討論がありますので、これより討論を行います。

はじめに、原案に反対者の発言を許します。

3番、堀議員。

●堀議員 私は、本意見書案臨時国会でのTPP協定を批准しないことを求める意見書に

対し、反対の立場から意見を述べさせていただくものであります。

意見書案にはまず、①としてT P P協定には関税の削減・撤廃をしない除外規定が一切存在しないことと述べられておりますが、確かに日豪E P Aなどの2国間交渉においては、相手国との交渉において除外規定を盛り込むことは可能でしょうが、T P P交渉においては12国間の多面交渉となることから、全ての国が同一品目の除外に同意することは不可能で、経済協定に対する我が国の基本姿勢が国益の重視である以上、除外規定がないからといって過度の不安を覚えるものではないと考えます。

次に、②の付属書で日本だけがアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、チリとさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を義務づけられているとのことですが、この付属書には再協議のくだりに、この協定の規定に基づく日本国の権利または義務に影響を及ぼすものと介してはならないという文言が盛り込まれており、再協議を求められても日本に不利な合意をする必要は全くないとされております。

さらに、③の一切手をつけなかったという155の細目の品目で見れば、無傷のものはないということではありますが、重要5品目などについて現行の枠内、枠外ともに関税割当、セーフガード、関税削減、長期の関税撤廃などの措置をいたしました。関税を撤廃したものはカッサバ芋など輸入実績がほぼないものや、牛タン、米ビーフンなどの国内農産品との代替性が低いもの。繁殖用母豚など撤廃が生産者メリットとなるものといった基準を総合的に勘案して品目全体として影響が出ないものに限定しており、それ以外の手を付けたといわれる品目においては、昨年11月に取りまとめられた政策大綱に基づく対策をしっかりと実施していくことによって国内農業の維持にとどまらず、発展につなげていこうとしており、決して国会決議を逸脱しているものではないと考えます。

T P P協定は署名から2年以内に参加する12の国、全てが議会の承認など国内手続きを終えれば発効しますが、2年以内にこうした手続きを終えることができなかった場合においても、12カ国の国内総生産の85%以上を占める少なくとも6カ国が手続きを終えれば、その時点から60日後に協定が発効する仕組みとなっております。

日本のG D Pが17.7%、アメリカが60.4%と、この2国だけで加盟国全体の78%に達するため、日本とアメリカのほかにG D Pが比較的大きな4つの国が手続きを順調に終えればT P Pは2018年の4月に発効することになります。

私はむしろ、日本が他国に先んじて国内手続きを終わらせることによって、協定内のイニシアチブをとることもできるだろうし、国際社会における信頼性もより高まるものと確信をしております。

よって、本意見書案に反対をするものであります。

以上です。

●議長（佐藤議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、音喜多議員。

●音喜多議員 私は、政府が今月末召集予定の臨時国会でT P P協定を批准することに反対の立場で討論するものであります。

その大きな理由は、アメリカはT P Pと同様にヨーロッパ、大西洋を挟んでE U、欧

州連合とも交渉しております。それはT T I P、環大西洋貿易投資協定と言われるもので、日本でもよくT P Pと引き合いにされておりますが、2013年から14回の交渉を進めておりますが、E U主要国のドイツ、フランス、オーストリア等が根強い反対のもとで決裂しているとのことであります。

この先、交渉が難しくなっており頓挫の危機に瀕しているという新聞報道もあります。

その大きな理由の一つに、T P P問題でも大きく言われてきたことではありますが、食の安全基準緩和で対立。譲れないものは譲れないというとの立場を貫いているとのことであります。米国側の要求で食品添加物、遺伝子組換え食品、残留農薬等の規制緩和。これに対して断固認めないということでもあります。生きるために食べること。命に関わる食物の大切さ。人間の尊厳を大切に、伝統のチーズとワインを守るヨーロッパ人の気質に喝采を送るものでございます。

もう一つは、米国の民間企業が商売に当たって輸入国側が経済的な損失となるような政策がとられた場合、米国の民間企業側で政策をとった国家を訴えることができる条項があるなど明らかにされております。アメリカの大企業、金融機関、アメリカの法による支配等で少しずつ明らかにされました。地球の反対側から聞こえてくるT T I Pは真っ黒く塗られたT P Pと政策的には重なると言われておりますが、国民に十分な説明のないT P P批准に反対するものであります。

議員各位の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

●議長（佐藤議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

8番、南谷議員。

●南谷議員 本意見書案に反対の立場で討論をさせていただきます。

臨時国会でのT P P協定を批准しないことを求める意見書。提出された石澤議員はじめ敬意を私は表したいと思えます。それぞれ自分の政治信条や考え、議論をしていただけということはあるがたいことだと私も思いますし、そのT P P批准に向けて私自身もいろいろ疑念に思うところもありますし、不安要素が、提出者言われるようにいっぱいでございます。

ですけれども、私は基本的には3番堀議員が反対討論をされました。その内容と同意するものでございますが、まず私が反対討論をしようと思ったのには、少なくとも日本の国会で批准に向けて議決をしていると、同意をしているということが一つでございますし、既に内閣官房や農林水産省、そして北海道のほうも次のステップに踏み出しております。

農業、水産それぞれ自分の今まで権益というものは守りたい。変わることに對する不安。非常に大きいものがあると思えますよ。ですけれども、厚岸町にはいろんな方が住んでします。生活保護を受けている方、お子さんをもっている消費者の方、いろんな立場でいろんなT P Pの批准によって、どうなっていくのかのは皆さんそれぞれ大きな不安を抱えておると思えます。ですけれども、こんなグローバルな時代にあって、やはり自分の権益だけ守っていけばいいという私は時代ではないと思うんです。悪ければ将来また自分の主張を通して変えてかなければならない。いつまでも今までどおりの生活を守っ

ていける。そういう保証はないと思いますし、みずからが変わっていかねばならない。そういう意味では、一步踏み出さなければならぬのではないのかなと、かように考えます。

ですから、こと今日に至って、国の動向や北海道の動向、次のステップに農業においても、もう既に予算を組んでますよ。調査費に向けて。新たな時代に向けてのその戦略に向けて動き出しているときに、私は今、この批准に向けて反対をというのはいかなるのかなと。かように思いますので、大変僭越ではございますが、本意見書案に対しましては反対の立場で討論をさせていただきました。

●議長（佐藤議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 私は、本意見書に対しまして賛成の立場で討論に参加をさせていただきたいと思います。

TPPというのは、農林漁業、こういった分野に特化をされて話されるということが大変多い内容になっています。けれども、このTPPというのはその分野だけに限られた問題ではなく、地域における全ての分野に対しての影響が多大と言われているものです。医療の分野、混合診療が入ってきたり、あるいは医薬品の部門でも外国から大手が入ってきて、今、日本の製剤会社、製薬会社はなくなってしまうのではないかということも言われています。

さらには、食の安全。この分野でも本当に危険な農薬がいっぱいかかった、そういった安全ではない、子どもたちにこういったもの食べさせてもいいのかというような危険な食品が入ってくると言われています。これは、一つだけの問題ではなくて、経済にもかかわってくる大変大きな問題だと思っています。

そして、このTPPは国民にきちんと説明をして合意を得るという説明が当初されていましたが、私自身もこのTPPについて全てを分かっているわけでは実はありません。本当にこのTPPに対してTPPって何なのか、どういうものなのか、どんな危険があるのか。あるいはメリットがあるのか。そういったものをきちんと本当に国民の方が理解しているとは思いません。国民の説明責任と説明責任を果たすということが今果たされているとは思っていません。きちんとやっぱり国民が分かって、それで判断できるように、そういった政府もそういった動きを進めていっていただきたいということを思っているところです。

今回、大統領選でアメリカの両候補がTPPに反対ということも示していますけれども、そういった中で日本が率先して、真っ先にこれを批准に動き出すということは、なぜしなければいけないのか。なぜ、日本だけがまず率先して動き出さなければいけないのかということも非常に疑問を思っているところです。

さまざまな疑問を抱えている中で、このTPPに対して臨時国会で批准をするということに対しては反対であるという立場で発言をさせていただいて討論を終わります。

●議長（佐藤議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(なし)

- 議長（佐藤議員） それでは、次に、原案に賛成者の発言を許します。
ございませんか。

(なし)

- 議長（佐藤議員） なければ、以上で討論を終わります。
これより、起立による採決を行います。
お諮りいたします。
本案に賛成の議員の起立を求めます。
賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（佐藤議員） 結構です。
出席議員11名。そのうち起立者数4名。起立少数であります。
よって、本案は否決されました。

- 議長（佐藤議員） 日程第5、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、厚生文教常任委員会において行った所管事務についての調査報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により委員長から提出されております。この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 日程第6、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。
次期、定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 日程第7、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

よって、平成28年厚岸町議会第3会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

午後2時30分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成28年9月14日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員